

国連気候変動枠組条約第6回締約国会議再開会合

2001年7月16-27日

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第6回締約国会議再開会合に先立つ非公式協議が、今日、ドイツ、ポンのマリティム・ホテルで開始された。これらの協議は7月19日木曜日午前中に終了し、その後木曜日午後 COP-6 パート2 の公式開会が行われる。ハイレベル協議は木曜日夜開始して、7月22日日曜日に終了する。この会議は引き続き外交担当者レベルで7月23-27日まで行われる予定であり、COP の実施のための補助機関（SBI）及び科学的技術的助言に関する補助機関（SBSTA）の会合が含まれる。

COP-6 パート2 は、1997年の京都議定書にもとづく温室効果ガス排出量削減コミットメントの運用上の詳細について合意を獲得することを目指している。また代表団は、UNFCCC そのものの実施強化のための行動についても合意に達することを目指すであろう。COP-6 パート2 の結果は UNFCCC の実施を進め、議定書の今後のステータスを決定する上で重要であると見なされている。

UNFCCCの経緯概略

UNFCCCへの導入：気候変動は、世界環境の持続可能性、人間の健康と福祉、世界経済にとって最も深刻な脅威の一つであると見なされている。主流派の科学者達は、人間の活動による二酸化炭素など温室効果ガスの蓄積によって地球の気候が影響を受けていると認めている。不確実性を一部ひきずっているところもあるが、大半の科学者は予防的で迅速な措置が必要であると考えている。

気候変動への国際的対応は、UNFCCC の構築と共に体を成してきた。UNFCCC は1992年に採択され、気候系に対する「危険な干渉」につながる人為的行動を防止するレベルに大気中温室効果ガス濃度を安定化することを目的とした行動の枠組みを提示した。UNFCCC は1994年3月21日発効し、現在186の締約国がある。締約国会議（COP）がこれまで6回行われ、COP 補助機関会合のワークショップや会合も数多く行われてきた。

京都議定書：気候変動に対処するためのさらなるステップについて合意に達すべく、1995年、ベルリン・マンドートに関するアドホック・グループが COP-1 により設置された。1997年12月に日本の京都で行われた COP-3 の白熱した交渉の後、代表団は先進国と市場経済移行国による温室効果ガス排出量削減数値目標達成を約束した国連気候変動枠組条約議定書に合意した。UNFCCC で附属書 I 締約国として知られるこれらの国々は、2008年から2012年の期間中に各国の温室効果ガス総排出量を1990年比最低5%削減 具体的な目標は国によって異なる することを約束した。議定書はまた、附属書 I 締約国がコスト効果的に国別目標を達成することを支援する3つのメカニズム 排出権取引、附属書 I 締約国間の排

出削減プロジェクトの共同実施（JI） 附属書 I 締約国と非附属書 I 締約国（発展途上国）間の共同プロジェクトを奨励するクリーン開発メカニズム（CDM） についてベースを提供した。しかし、排出削減がいかに達成され、各国の取り組みがいかに計測・評価されるかについて決定する規則や運用上の詳細の大部分が、その後の会合では決定されなかった。議定書に調印した国々もあるが、批准するかどうか決める前にこれらの運用上の詳細に関する話し合いを待っている国が大部分である。発効には、1990 年の二酸化炭素総排出量の最低 55%となる附属書 I 締約国を含む、UNFCCC 締約国 55 カ国によって議定書は批准されなくてはならない。

ブエノスアイレス行動計画：COP-4 が 1998 年 11 月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われ、議定書の運用上詳細についての合意到達と UNFCCC 自体の実施強化に向けた作業日程を提示した。この作業日程は、ブエノスアイレス行動計画と言われる文書にまとめられた。この行動計画による最終的締切は COP-6 であり、この会合で締約国は懸案のパッケージについての合意達成を試みることになっていた。決議が求められていた重要な議定書関連の案件には、メカニズム、締約国の遵守評価体制、国別排出量と排出削減量の計算方法が含まれていた。炭素吸収源に対し国家にクレジットを与えることについての規則も、取り上げられることになっていた。決議が求められていた UNFCCC 関連の案件には、能力育成、技術移転及び技術開発、気候変動の悪影響や先進国の気候変動対策措置に対して特に脆弱な発展途上国に対する援助などがあった。

C O P - 6 への準備：COP-6 での合意に向けた土台作りとすべく、1999 年から 2000 年の間に数多くの公式・非公式な会合や協議が行われた。2000 年 9 月にフランス、リヨンで開始され、COP-6 前の最後の公式セッションであった第 13 回補助機関会合では、重要案件に関する政治的立場が頑なであり、妥協や前進への意志がほとんど見られなかった。2000 年の 10 月、11 月初めに行われた非公式会合および協議では若干の前進が見られたものの、多くの相違が残った。

C O P - 6 パート 1：COP-6 と UNFCCC 補助機関第 13 回再開会合が、2000 年 11 月 13-25 日に、オランダのハーグで行われた。交渉の 2 週目、オランダのヤン・プロンク COP-6 議長は、重要な政治的案件を扱うハイレベルの非公式本会議を召集することで、多くの紛糾する政治的・技術的案件について進展をはかろうと試みた。同議長はこの非公式本会議を、(a)能力育成、技術移転、悪影響、資金メカニズムへのガイダンス、(b)メカニズム、(c)土地利用、土地利用変化及び森林（LULUCF）(d)遵守、政策措置、UNFCCC 第 5 条（方法論的問題）、第 7 条（情報の報告）、第 8 条（情報のレビュー）における計算・報告・レビュー、という 4 つの「クラスター」あるいは「ボックス」にグループ分けした。閣僚やその他の上級交渉担当者たちは 4 つのグループを召集し、合意に達さんとこれらのクラスターについて交渉を行った。

しかし、11月23日木曜日までに、交渉は失速の色を見せ、ブロンク議長は打開策を進めようと重要案件に関する自身の提案を盛り込んだ覚書を配布した。議長提案についての約36時間に及ぶ激しい討論の挙句、交渉担当者たちは合意に達することができず、資金問題、メカニズム使用における補完性、遵守、LULUCFが特に行き詰まった問題であることが明らかになった。11月25日土曜日午後、ブロンク議長は最終ハイレベル非公式本会議を召集し、代表団は合意達成に失敗したと発表した。代表団はCOP-6を一時中断することに合意し、その作業を2001年に再開する意志を表明した。

COP-6パート2への準備：交渉を軌道に戻そうと、COP-6以来数多くの会合や協議が行われた。直近では、ブロンク議長主宰の非公式ハイレベル協議が、2001年の6月27-28日にオランダのスケベニンゲンで行われた。多くの大臣・副大臣を含む130締約国からの350人以上の代表者が参加した。この協議の目的は、各締約国がブロンク議長に6月に出された議長の統合交渉テキスト 交渉担当者達が妥協点に達するのを助けるツールとして議長が提示した に対する意見を提示させることであった。特に、これらのテキストが全ての締約国に対して十分な「勝ち」を盛り込んだバランスの取れたパッケージとなっているかを述べ、COP-6再開会合中の作業の組織に関して提言を行うよう、締約国は呼びかけられた。

COP-6パート1から見解が変化していないように見受けられるという意見を表明した参加者あったが、見解が広がったようであると強調した参加者もあった。特にLULUCF、CDMにおける吸収源、コミットメント達成のための原子力使用といった議題に関して、一部の締約国による抵抗の兆しがあるとのコメントもあった。資金問題もまた、問題を生み出しうる潜在的なバリアに見受けられた。議定書批准意志に関する日本の曖昧さは、さらに不満の声を呼んでいる。また、ブロンク議長が、難題に関して過剰な話し合いを勧めるのではなく、さらに強力なリーダーシップ的役割を演じ、さらなる指導を行ってほしいと、参加者達は希望を表明した。

COP-6パート2

最近の展開：2001年3月アメリカは、米国経済に損害を与えることになり発展途上国が完全な参加から除外されているために議定書には「致命的欠陥がある」として、これに対する反対を表明した。アメリカの発表以来、EUは日本、オーストラリア、カナダ、ロシア連邦、イランなど複数の締約国に外交団を派遣し、議定書と2002までの発効に対する支持を維持しようとした。アメリカにその立場を変更するよう説得しようと、イギリス、その他EU数カ国、日本は、議定書修正の可能性に対する余地を残すことで、妥協の意志を表明しようとした。ブロンク議長他によって7月初めに為された一つの提案は、第1次コミットメント期間の開始を2年遅らせようかというものであった。アメリカは、話し合いが米国

貿易に影響を与える結果になりそうな場合、あるいは交渉がその他の国際的合意の前例となりそうな場合には、議定書交渉に参加すると述べている。アメリカは、UNFCCC における自国のコミットメントに関する話し合いには全て、完全に参加するであろう。

交渉テキスト：交渉は、COP-6 パート 1 から持ち越された交渉テキストを元に行われるであろう。これらのテキストは交渉中の全ての案件を網羅しているが、多くのパラグラフにたくさんの括弧がついたままである。

さらに、ブロンク議長により 6 月に提案された括弧の無い統合交渉テキストは、交渉を支える重要な「ツール」として機能するであろう。このテキストは、意見相違の残る重要分野を取り上げており、ブエノスアイレス行動計画で網羅された全ての案件に関するバランスの取れた決定パッケージを作り上げることを意図している。このテキストは、資金供与、技術移転、適応、能力育成、UNFCCC 第 4 条 8 及び第 4 条 9 と議定書第 3 条 1 4 (悪影響)、メカニズム、LULUCF、遵守、新機関の管理に関する問題に取り組んでいる。

資金問題：統合交渉テキストは、非附属書 I 締約国における資金供与活動へ資金を分配するための手順を取り扱っている。このテキストにおける重要な提案の一つは、1990 年の二酸化炭素総排出量における各国の相対的シェアにもとづき、遅くとも 2005 年までに附属書 I 締約国が年間 10 億米ドルを寄付し、市場経済移行国には 50% の割引を設けるというものである。

メカニズム：統合交渉テキストは、補完性やメカニズム参加における適格性といった意見の分かれる問題を取り上げている。このテキストはまた、第 1 次コミットメント期間中に CDM で LULUCF プロジェクトが認められる可能性という問題について、植林と森林再生プロジェクトに限定すべきだと提案することで取り組んでいる。

LULUCF:このテキストは、議定書第 3 条 4 (森林管理や農地管理など追加的な人間活動)における適格な活動についての計算方法に関するテキストなど、複雑な「妥協案」パッケージについて概説している。これには、第 3 条 3 (植林・森林再生・森林減少)によるマイナスを、各締約国に第 3 条 4 の森林管理による吸収を年間 8.2 炭素メガトンまで、割引引きを適用せずに計上することで補完すること、first tier (訳注; 上記範囲)を超えた森林管理活動については 85%の割引を適用、農業管理については「ネット-ネット計算」を適用するということが含まれている。

遵守：統合テキストは、執行部と遵守部それぞれの役割や、不遵守に関する法的強制力を持つ結果などの問題を扱っている。